

鎌倉市告示第 345 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 30 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 都市計画の種類

鎌倉都市計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

鎌倉市関谷字島ノ神及び字長者久保、岡本字外耕地、玉縄二丁目、岩瀬字上土腐、下土腐、中耕地及び平島、大船字戸部、大船一丁目、大船二丁目、大船三丁目、小袋谷字八反目、小袋谷一丁目、台一丁目、台二丁目、山崎字上河内、字下河内、字八反目、字宮廻り、字前田、字打越及び字富士塚、上町屋字長島、字吉目、字池ノ下、字谷戸及び字山ノ根、寺分字上陣出、字陣出、字堅畑及び字藤塚、寺分一丁目、手広一丁目、手広二丁目、笛田一丁目、笛田二丁目、笛田四丁目、笛田五丁目、梶原字宮里、字外耕地、字内耕地、字八町面及び字古川、常盤字上耕地、字下耕地、字九反田、字大丸及び字殿入、津西一丁目、腰越二丁目、腰越三丁目、腰越四丁目並びに腰越・津字川間地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鎌倉市関谷字石原谷戸及び字下坪、城廻字中村、字清水小路、字城宿及び字打越、植木字相模陣、字植谷戸及び字峯ノ下、玉縄一丁目、玉縄三丁目、玉縄四丁目、玉縄五丁目、岡本字耕地、岡本一丁目、岡本二丁目、岩瀬字上耕地、字北山及び字内耕地、岩瀬一丁目、今泉一丁目、今泉二丁目、今泉三丁目、今泉四丁目、大船字谷之前、字西之根、字山崎及び字宮之前、大船四丁目、大船五丁目、大船六丁目、小袋谷字谷耕地、小袋谷二丁目、台字亀井、字西之台、台三丁目、台四丁目、台五丁目、山崎字倉久保、山ノ内字宮下小路、字藤源治及び字松岡、手広三丁目、手広四丁目、手広五丁目、手広六丁目、西鎌倉二丁目、西鎌倉四丁目、笛田三丁目、梶原一丁目、梶原二丁目、梶原三丁目、梶原四丁目、常盤字殿入下、字峯山、字御所ノ内及び字仲ノ坂並びに腰越一丁目地内

3 縦覧場所

鎌倉市 まちづくり計画部 都市計画課